



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会教育長及び流山市選挙管理委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年3月31日

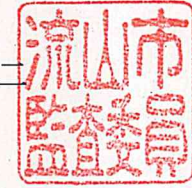
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮





流 総 第 1 7 7 号

令 和 2 年 3 月 3 日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年2月20日付け、流監第100号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日・流監第100号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部 総務課	指摘 (1)	<p>文書保管庫警備業務委託契約において、規則等に定められた契約の締結手続に不備があった。また、6か月分の支払が遅延していた。 適正な契約及び支払事務の執行を徹底されたい。</p>	<p>遅延していた支払は、相手方からの請求書が到達後、10月25日に執行しました。この事案は、相手事業者からの契約書の返送が遅れたことによる契約手続の遅延及び契約後も相手事業者からの請求書の送付がなかったことによる支払手続の遅延です。今後は、課内でチェックシートを作成し、予算執行状況を定期的に確認するほか、事業者側に対しては、関係書類の遅延のないよう、強く促します。また、事業者への督促には、督促記録を作成します。</p>
総務部 総務課	意見	<p>継続費による支出負担行為票を遡って起票していた。 担当課においては厳正なチェック体制を構築されたい。</p>	<p>伝票事務については、課内でチェックシートを作成し、支出内容及び支払時期を定期的に確認することとします。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。